

鄉土資料集五



西之表市立図書館

序

元禄の頃に編成された「種子島ボケット便覧」ともいえる倭中島記は、昭和三十七年、中種子高等学校地歴部の機関誌「種子島民俗」第十四号で紹介されましたが、それから二〇年近く、いまではなかなか入手はもとよりみることも困難になりました。幸い、豊山文庫本が現在当館に保存されており、又各位から刊行を希む声も以前からあつて、ここに郷土資料集として、一般の方々への利用に供する次第です。

資料は活字にせず、複本の形で印刷に付しました。又、参考資料として、鹿大史学第十号（昭和三十七年）に増村宏先生が解説された「倭中島記と垂城録・二つの郷土史料について」の中から倭中島記の部分をそのまま収載させて頂きましたが、先生には、本紙を藉り厚く御礼を申し上げます。
原本には、虫喰による欠字のところがあり、その部分は種子島民俗（出典は増村先生の解説にある鹿大農学部本）、鮫島宗美写本、日高本、（博物館蔵）を参考に一部補筆を加えました。ただし、豊山本と種子島民俗（農学部本）で数字等の異なるところでは、他の参考資料とも勘案のうえ、農学部本を採用しなかつたところもあります。

今後、新資料の発見と各位の研究に期待する次第であります。

昭和五十七年二月一日

西之表市立図書館長

河 東

暉

日本書紀 有廿九卷

天武天皇

白鳳六年二月饗多於島人等飛鳥寺西規下
八年十一月丁丑朔己亥大乙下倭馬飼部造連
爲大使小乙下上寸主光次爲小使遣多於島
仍賜爵一級

十年八月丁卯朔丙戌遣多於島使人等貢
多於國圖其國去京五千余里居筑紫南海
中切髮草裳粳稻常豐一苞雨收土毛支子

莞子及種種海物等多

二千十

九月丁酉，朔庚戌，饗多祢島人等于飛鳥寺西，

河邊奏種種樂

「流二人等返之」は「遣多祢使人等返之」の誤字。弘文館系・吉川ならん。
十一午七月壬辰，朔丙辰，多祢人挾致人阿麻弥，人賜祿各有差。

十二年三月戊子，朔丙午，遣多祢人等返之。

本朝文粹 有四卷

論奏

停多祢島隸大隅國事

太政大臣謹奏
格五都良香

右參議太宰太貳從四位下小野朝臣峯守等解
偶謹，檢案內大政官，去二月十一日，符備伴島南
居，海中一人兵之弱，在於國家既非扞城夫島司
一年給物准稻三萬六十余束，其島貢調皮
一百餘領更無別物可謂有名無實多損少益
右大臣宣奏勅宜勘利害，言上者南溟森々無
國無敵，有損無益，一如符旨須停島隸大隅國
計其課口不足一鄉，量其本地有餘，一郡能滿
含於駁謨益枚合於熊毛四郡島，於事得便者

聖帝登樞事期濟也明王布政理貴適時臣等
商量昔漢元帝納貢捐之言罷珠崖郡前吏以
爲失談後世稱其英利雖建國量疆非無分野
而卽民被急猶棄外郡况溟海之外費損如此加
以往還之吏漂亡者多運送之民蕩沒不少存無
益之地損有用之物求之政典深迂物議伏望依
件停諛以省邊弊伏聽天裁謹以申聞謹奏

天長元年九月三日

懷中島記目錄

- 一 種子島縱橫道程之事
- 一 天下御朱仰高之事
- 一 寬永御竿高之事
- 一 萬治御竿高之事
- 一 男女人數之事
- 一 牛馬數之事
- 一 島主元祖之事
- 一 同姓之事

同幕紋之事

同馬印之事

同重代太刀之事

同住所之事

辛始古例之事

赤尾木三箇寺之事

島主家爲島津家旗下事

屋久惠良部兩島之事

硫磺竹島黒島三島之事

七島之内卧地平二島之事

三島法華一宗歸伏之事

島津家賜御諱字事

太守御家與島主家縁組之事

島主官位昇進之事

同家支流之事

襲來猝寢重長事

鐵炮始之事

肥後州御合戦年數之事

一 肥前州龍造寺島原合戰年數之事
一 筑前豊後州御合戰年數之事
一 高麗入年數之事
一 所替之事

一 屋久惠良部兩島被召上事
一 庄内弓箭年數之事
一 関ヶ原御合戰年數之事
一 穆佐陣年數之事
一 琉球入年數之事

一 島中御藏入高賜四千斛事
一 遷國上使御下島之事
一 忠時廢府居住之事
一 島主爲 太守家老職事
一 島主卒始 太守_{江口}見之事
一 忠時奉見 將軍家事
一 當島預人之事
一 太守江獻上物之事
一 久時江府參勤之事

一 久時奉見 將軍家事

一 島中十八村之事

一 同御用木數之事

一 同船數之事

一 同鐵炮數之事

懷中島記

上妻 隆直誌

一種子島南北十六里東西一里二里乃至三四里以北爲島上

季下御朱印

熊毛郡

十九ヶ村

一 高五千二百五斛七斗一升九合

外高一千七百廿六斛七斗九合

御園地

吉利橫瀬

百里

吉

大崎山內

國分内

寺

根内

一 高八千七百廿三斛一斗二升三合

御園地

溪山内

寺

根内

大

村

合高壹萬二百廿六斛四斗一升七合

一 高八千七百廿三斛一斗二升三合

御園地

溪山内

寺

根内

大

村

合高壹萬二百廿六斛四斗一升七合

內五千九百升三斛一年八合 倉入

三千九百十一斛八斗五升四合 紿分地

四百壹斛五斗四升五合

島中守社領

一男

貞享元年改女

八千百人

男四千三百五十九人
女三千七百四十一人

島中赤尾

男女十五百三十一人

諸士給人

同二千二十二人

赤尾

同二百九十七人

島中百姓

同二千八百廿九人

島中百姓

同七百五十五人

島中浦濱

同五百十七人

右同塙屋

同百九十七人

內百十二人出家

出家寺門

同五十五人

流人

一牛馬千百四十四匹

定請島中

不依增減永代以定數貢納口錢

一島主元祖之事

号肥後守信基信基者太政大臣清盛公二男

嫡男得安藝判官基盛男左馬頭平行盛之子

也平家沒落之後北條平時政為養子左

鎌倉矣時政以執奏賜種島家傳加領

室久良部領

之元

特長幡特特氏忠特惠特時充特次久特忠
時當久特十八代凡五百年餘先是此島鎌倉
御藏入地頭大浦口氏在鎌倉聽事上妻氏
爲代官在島宰貢稅亦高野入道野間入道
熊毛入道以上三入道上中下三郡司也

一 島主姓之事

号藤原大浦口姓也當島下向之時請之改

平姓云云

一 島主幕紋之事

三鱗形特政讓紋也亦重甲內上羽向蝶大
浦口之紋鳥家吉例年頭規式用此紋

一 島主馬印之事

菅笠形自兔皮出黑鳥毛也家傳馬印雖鳥
鳥毛卷立高麗陣之比 太守義弘公御馬
印依相似久特改之云云

一 島主重代太刀之事

「四長一尺五寸
一分」は「日高
本に無縫長二
作五寸」分弓巴

太刀一腰備前三郎國宗長二尺八寸五分 反一寸三分 時政謀也

一 島主住所号赤尾木宅地之事

信基六代時充李城 十二代忠時池田黒
山尻 十三代惠特屋久田 十四代時竟本
源寺地後内城 十六代久特野久尾後弓石峯慶長十四年移内城 十七代忠時寛永元

年家内城上屋地至于今

一年始古例之事 不知何代始

正月元日島主社參

六月初狩島中給人群集鹿倉式例 六郎山朝
毛笠松夕集阿僧平構棧敷家光面々候而狩
人數并弓鐵炮貞數持奉行披露之亦西向
庄屋饌雜餉鹿一賜之古例也

十一日

晨朝本源寺社擅御戸開有軍陣祈禱至晝

午讀誦千巻陀羅尼

黄昏的始新城弓場為式例号三番弓射手六人

弓場前後着座二

後弓高家島主一族

二番二人

行着鳥帽子素襪

後弓不撰一門他門

家失始三番二人

前弓一處

後弓高家島主一族

二番二人

數定六本至二度終前五人咸中則三番後弓

不發一矢爲外亦前五人外則不發矢爲中是謂

押依

惣中惣外也

六本皆中鵠継之亦一

番前弓継之時賜太刀馬自命射手継之特賜馬或外一矢無賜物有禮法故寶弓場構機敷焉島主名代家老出座而召出射手継之面之賜目錄射終直參候島主館賜盃酒

有規式半継為吉云

二夜三日溫座祈念始的始一島僧老若會同本源寺誦陀羅尼

島主館招三箇寺住持其外能化僧有章始佳儀詠和歌題柳舊例也不定日

一赤尾木三箇寺之事

本寺

洛陽李能寺

吉祥

本源寺

菩提所免地文九畝八步

寺領百斛

高棟草堂

釋迦堂七間四面丈間

提刑本興寺

右同

祖師堂

五間四面九尺間

位牌所廿斛

右同

行
三間

八尺間

杜禮

行
四間

七尺間

位牌所

四間方

膳配所

四間三間

右同

七尺間

膳配

四間方

客殿

七間三尺
七間

庫裏

六間方

右同

四間三尺
六間

山門

惣門

日蓮大上人曼陀羅

一軸

建治三年十月御筆

島主十三代惠時寄進

天文十八年十月八日有文書

同御書一軸

安國論

洛陽宗真筆

當寺十一代日周寄進

寺號額

洛陽宗真筆

島主十七代忠時寄進

山號額

江府佐木玄龍筆

島主十八代久時寄進

文明元年草創開山淨光院日良法印

生國清
之僧也

開基大檀島主十一代時氏法号了金山院殿日翁

大居士元禄二年迄三百廿一年自開山至當住日慎

住持十四代

永禄六年造替願主十四代暨竟息時次号

「客附地才解」
は舊事國種子島
家御家年中行事
風祭雜記による。

要法院日要七歳而死去為菩提再興是時移
寺地於時竟屋地至于今自承祿六年一百廿七年

社領三十斛之事

十六代久時依心中所願寄進盡未來際不可
變此土地旨慶長十四年正月十一日有

文書

正月廿日島主招請富寺有古例詠歌題

鶯是舊式也

客亭一首完
至相伴西久

華慈遠寺祈願所免地二丈八畝廿四步寺領八十斛
寄附地廿斛

釋迦堂

五間四面八人間

平棟板葺

客殿

大間六間三尺

右肩

祖師堂三間四面右肩

右肩

書院

五間六間

杜禮

三間二間

右肩

庫裏

五間四間三尺

拜殿

三間四面

右肩

明

寺號山號額

洛陽宗真筆

島主十七代忠時寄進

社檀上有丸山号春日山首律宗之時勸請

奈良春日云云

俗云大同四年建立云始律宗南都興福

寺末寺云云律宗歷代十惠全惠全誓貞源
瑜公圓林島主八代清時六男
法華吸伏時住持長享二年改宗旨号
本隆院日惠律師明應二年十月遷化
十五日遷化後隱居中之村
上野極樂寺後改本善寺

自大同四年至十惠遷化嘉慶元年五百八十
年自十惠至日惠改宗百年物六百八十二
年律宗歷代才五世疑太同年号違欽惠
至當住日演十五代年數二百年
寄附地廿斛之事

日蓮大上人曼陀羅一軸健治年本興寺日諦
上人弘治二年八月寄進當寺第一什物矣
然寛永正保年間本尊有偽筆聞寺檀不
專信依之為極真偽正保二年曼陀羅上洛
本能寺日善本禪寺日永妙蓮寺日威各
三上人余議無疑真筆也爰島主十七代忠時
京都田中氏方有借銀七十貫目余無逐濟
期故譴責之急也時曼陀羅上洛田中氏
率之以方便抑留竟不許下島無是非直

借銀為返辦者慶安年中也其砌無櫓者
借金多四方貢稅足年久故延引云十八代
久時萬治三年九月高サ解永代寄附有文
書

正月八日島主請當寺儀式有古例詠歌題梅
豐山中古勸請正八幡宮有流騎馬之其社
跡今在馬場号石林原

年號不詳享祿天文之比及狹唐船十六艘來
赤尾木沖碗下發石火矢無寸止時其音如

雷聲十裏遠聞之者乘駿馬近見之者帶弓箭
銳兵如飛馳來既識防禦道日輪寺日源爲
問彼來朝故乘唐船僧俗二人扈從時忽劣火
於大船南風急吹風下船不克拒之十六艘
一時燒亡不免一人死矣人舉唱萬歲聲暫
不止云惜哉日源未從火燒死或記云日源
九月廿日遷化是日欽俗云當寺日惠四代
日尊律師龍社檀碑軒牆祈標時春日山
二鳩飛行冲大船止檣見否哉山大云

龍華山

大會寺

寺地始在屋久田

寺領五十斛

平棟板胥

平棟板胥

六間方

高棟板胥

高棟板胥

四間六間

社檀

小板胥

四間六間

拜殿

二間九尺

門

寺號額

前河爲善筆

島主忠時寄進

草創年号不詳應安年中欽開基太檀明
有太禪定尼七代賴時室

始律宗三島法華般若伏之時住持喜道靖時

不改宗旨隱居中之村河内延德二年九月
十一日遷化謚自悅坊日悅而爲改宗祖師
日悅至當住日成十三代二百年

正月五日請侍島主有古例詠歌題霞

本傳清素寺妙久寺

寺領十斛

板胥

四間三尺三間

右目庫裏

四間二間

草創年號不詳爲島主幡時時氏建立云
天文十二年時竟被襲弑寢重長內城沒落

之時據當寺有和睦之儀

慈遠寺赤寺

妙法寺

寺領十斛

堂客殿 三間 五間三人

庫裏 三間 四間

草創年号不知開基比丘尼照圓大師代清時慧安正月十七日忌日也

一島主家爲島津家旗下事

不詳島主七代對馬守賴時貞治五年奉鳥島津氏久公戰死于肥後州此時代缺賴時又

時充祖父時基屬京都幕下處々軍忠有文書貞治五年元祿三年三百七十二年一屋久惠良部兩島之事

應永十五年 太守元久公賜島主清時是再領也二百八十二年

一硫磺竹島黑島三島之事

應永年中 太守久豐公賜清時永享年中被召上之 太守忠國公御代島主九代時長代

一七島之内卧蛇平二島之事

永享八年 太守用久公賜島主十代藩時
永正末年被召上之 太守忠國公御代島
主十二代忠時代

一三島種子屋又惠良部法華一宗皈依之事

文正應仁年間島主十一代特氏代

一太守忠治公加賜新地百町事

永正九年島主忠時依軍忠也

一島津家賜御諱字事

島主十二世武藏守忠時文明十七年依軍
忠 太守忠昌公始賜御字又十六代左近
太夫久時天正八年 太守義久公賜御字
介來世々賜之

一太守家與島主家縁組之事

勝久公御息女十四代時堯室

女子二人一人伴養院忠
棲室二人 龍伯公養中

日新公御息女十四代時堀室

女子二人一人伴養院忠
棲室二人 龍伯公養中

院月法本

一人 家久公蘆中号國分御前

義文公簷中

特娶息女御姬二人記石

家久公御息女十七代忠時室女子一人男子一人

十代名稱是也

先文公御息女十九代義時室女子三人男子一人

一 島主官位昇進之事

十二世左兵衛尉忠時明應六年三月十六日
任武藏守

十四代左衛門尉時堯天文十年四月七日叙
從五位下任躉正忠弘治四年二月十七日轉陞
左近衛將監

一 島主家支流之事

一 岩河家 有度流

信基五男

六郎左衛門信家當覺右衛門十六代

一 肥後家

左衛門信清當助左衛門

十七代

一 西村家

左衛門信時當織部

十三代

一 河東

信時二男

尾張守時定當戊兵衛十三代

下村

分流多木一流有福岡國府馬姓近

出羽守時農

當紋右衛門十四代

美座家有庶流

對馬守時景

養子大和守時是

十二代忠時當源右衛門時益六代

國上

大和守時宣子能壹守時通之

二男二郎右衛門時滿流六郎

兵衛四代

此一派近
種子島主水時春家之事

能壹守時通之嫡女奉仕

龍伯公薦中稱一之臺賜新地
千斛伊勢長門守貞清二男
主水時盛為一之臺養子時
盛至當主水時春四代

一種子島權允家之庶流在大口為近

十一代時氏三男
大和守朝時當權允時新五代

一種子島内記家之事

出雲守時述對家嫡有逆心事被誅時
有三載男子乳母藏懷中竊出此島
往國府成長而号出雲守時連嫡子

六兵衛特秀之流也內記六代

此流脈
種子島伊兵衛時壽家之事

右六兵衛時秀妹嫁南鄉久八忠吉
生忠清忠吉死後太守家久鄉
光久公為御局賜新地三百畝依

光久公之弟時壽繼祖母遺跡實
忠清子也

一 中田家之事

十三代忠幹五男
山城守時立當庄太夫六代

一 河内家之事

攝津守時貞當市兵衛七代

一 桦寢重長襲來于當島事

百四十七年

島主加賀守惠時代天文十二年三月廿二日

軍兵三百余渡海來急攻內城時竟

時十六歲

籠城而防戰時有和睦之儀重長安鄉

一 鐵炮始之事 百四十五年

天文十二年八月南蠻人鐵炮二箇持來翌年亦同國船來然有鐵匠習製道數十鐵炮製暮年流布世

一 肥後州於矢崎水俣島士戰死之事 百十年

天正八年 太守義久公御代島主久時代

一 肥前州龍造寺隆信島原御合戰之事 百七年

天正十二年島士數十人參陣戰死一人

一 筑前豐後御合戰之事 百四年

天正十四年之秋久時徃徃軍忠島士戰死久

一 高麗入之事 九十七年

自文祿元至慶長四年久時軍忠之事不可勝計

一所替之事 九十五年

文祿四年久時移知覽慶長四年賜本島是

島津典麻以久移此島
家前城忠無此島誕生

一 屋久良部兩島被召上事 九十二年

慶長四年當島本復之時兩島之儀一節有
御借用御證文慶長十一年當島居代官奉鹿府
十二月庚午公用，辛亥矣久時死去忠時未生以前慶長
十七年夏鹿府士中村與左衛門為代官屋久
下島徒其直為公領云々

一 庄内弓箭之事 九十年

自慶長四年春至同五年春十二月島士數

十人戰死

一 閣ヶ原御合戰之事 九十年

慶長五年九月島士三人於伏見御館戰死
一 穆佐陣之事

右同年十二月島士二人戰死

一 琉球入之事

慶長十四年島士數十人渡海五月皈朝

一 當島御藏入高賜四千斛事

寛永十年秋也是慶長末年御分國中御
竿此時島主幼稚也家老以不勘一萬四千
斛檢地也以一萬斛為本高四千斛為御藏入

數雖訴之無許容數年貢納麿府御茶入
御禮依彼是賜之云

云

一廻國上使御下島之事

五十七年

寛永十年屋久島御渡海島間陸西御通道赤
尾木御着小出對馬守殿城織部殿能瀨
小十郎殿以上三人麿府御家老川上目幡
守文國御供

一忠時麿府居住之事

寛永廿年六月依光文公之命也

一島主鳥太守家老職事

十六代久時慶長四年 義弘公御代

十八代久時延寶七年 光文公御代

一島主年始 太守月見之事

古例正月十一日御太刀進上忠時麿府居
住以後四日為式日往首無打籠進上故改
席獨立御寒御寄合也頃年久時御家老
役依支御役目并元日御太刀進上家太
刀義時進上式日也

一 忠時奉見 將軍家事

寛永七年四月十八日 家光卿江戸櫻田

館 御成之時同廿一日 大相國秀忠卿

寛永十八年五月十二日 家光卿江光久公

使之時

寛永廿一年九月十日 家光卿江右同断之時

一種子島預人之事 平人并下久流罪畧之

家光公御家光比志島宮内少國隆 六十二年

寛永五年二月下島同年十一月御誅伐

忠文公御祖母 永春公 五十六年

寛永十一年御下島慶安二歲九月卒去
木春公御忠文并御孫
喜入攝州内室息女北村越州内室 五十一年

寛永十六年六月下島

島津大膳久憲

寛文三年三月下島同五月鑑死獻舍

一 太守江島主獻上物之事 忠時以來粗考之

鐵炮百挺 五反 元和年中 家久公江忠時
御茶入一號藥 寛永六年 忠時

御賜指一腰三束

承應三年

光久公忠時

法華經一部一卷一紙

寛文三年

久特

古今一部竟好筆同年十二月

綱久公久時

唐繪一軸

王昭君
胡國入

右同時

屏風一雙

狩野与帝筆
小原御筆

同五年三月

光久公久時

獅子香爐一唐

右同時

御守一幅

日蓮御筆

同十一年二月

綱久公久時

家應元年五月至同二年六月

光久公證人

依御筆望進之

一
久特江府參勤之事

萬治三年五月同九月

使節

寛文二年七月同十一月

右同

同六年六月同九月

右同

同十二年三月至延寶元年六月

高輪語

延寶三年四月至同四年九月

右同

同七年四月至同八年七月

芝誥

天和二年二月至同三年六月

右同

貞享三年閏三月至同四年十二月

高輪誥

元禄元年六月至同二年八月

芝誥

一 久時奉見 將軍家事

承應二年正月三日 家綱江 證人之時
萬治三年七月朔日 家綱江 使之時
寛文二年九月朔日 家綱江 右同
同六年七月廿八日 家綱江 右同
貞享四年八月七日 繩吉江 繩貴公御
家督之時

一 島中十八ヶ村之事 村々記左

西面村

一 高八百三十斛一斗七合

一 男女七百五十九人 内男女三百三十九人 紿人

一 牛馬貞享四年内改百二十二匹

妙泉寺

寺領二斛

社壇四間 拝殿二間 堂客殿五間 第建月

庫裏三間 方

草創年号不詳 三島法華道寺師淨源院日典
正師寛正四年四月廿一日遷化矣後為日典位

碑所 每年是日於當寺法事執行矣

慈運寺

寺領二斛

茅屋
社 檀一間 上面
佛祖一臺 三間 上面
四面

客殿 三間 方 上面
庫裏 三間 上面

二間 上面

草創年号不詳開山慈遠寺隱居貞源
一 塩屋 大崎 石寺
氣利之内有丸山号併勢并礼首勸請天照
大神宮古跡山景殊勝也

國上村

赤尾木行程三里

一 高二百五十一斛二斗八升一合
一 男女二百七十四人 内八十六人 士給人
一 牛馬五十二匹

本法寺

本源寺

高林枝青
社 檀一間

第首
堂客殿

上月
庫裏

寺領二斛

草創時代不知

浦田大明神

神領一斛八斗余

八月十五日祭禮

一 塩屋

溪上下 島中塩屋始二番

牛日狩之事

每年霜月初牛日鹿狩以其肉祭山神式法
古例也

潮祭之事

於御崎号賀志加美六月十五日老若群集奉礼爲除潮風之災矣古例也

安納村 二里

一高八十八斛三斗三升六合

一男女百廿九人 内男女四十四人 士给人

一牛馬三十五匹

大會寺末寺

蓮寺

開基不知

社

檀

一間

上月

堂

客殿

四間

上月

庫

裏

三間

三尺

一 塩屋 漢濱田

島主十三代惠時有屋地跡

現和村 二里

一高四百五十二斛八斗三合

一男女三百九十八人 内男女百十二人 士给人

一牛馬六十六匹

大會寺末寺

興寺

草創時代不知

寺領二斛

右同

大正寺

右同

社

檀

二間

上月

堂

客殿

三間

上月

庫

裏

三間

三尺

上月

二間

三間

二間三尺

板屋

社壇

四間

上月

堂客殿

四間

第一庫

第一庫

裏三間

六月十五日風平浪靜受權現祭禮地人群集張
行的終日事飲食云古例也

一 塩屋

淺川

古田村

二里

一 高五十九斛三斗二升二合

一 男女四十三人 內十三人

給人

一 馬八匹

蓮勝寺

草創不知

寺領二斛

社壇

九尺

拜殿

二間

三尺

堂客殿

五間

三尺

庫裏

三間

三尺

神領之事

十七斛四斗一升五合

島主十六代久時崇敬為心中所願高十斛
處寄附之盡未來際此土地有不可替之
文書依之新築增七斛四斗餘
此地時氏自十二歲至十六歲居住亦久時
假家此處今在礎石

住吉村

二里

一 高百七十四斛八斗八升七合

一 男女二百五十六人 内百二十八人 士給人

一 牛馬三十六匹

一 益屋 能野上下

本源寺

開基不詳

寺領二軒

极音

社檀

一面佛祖一臺

第二面

第三面

第四面

第五面

第六面

第七面

第八面

客殿

四面

上角

庫裏

三間

島主十四代時堯有屋地跡

人尊崇

片山八幡宮社跡坂上有東山中野古太社諸
與次瀨之事

古事記

俗云不知何代有此浦澳人與次者或時海底
頂一鐘浮波上人怪見之處置鐘於瀨上與
次云今有一鐘得之不難少時可待入海
再不見舉世云到龍宮矣此鐘寄進片山
八幡宮其後改宗之時奉納龍華山一島
珍寶也奇哉是鐘無時虫食漸聲止處
嘆之雖禱佛神無益廢失矣其瀨名與次瀨

安城村

三里

一 高二百七斛八斗五合

一男女百八十七人 内百六人 紿人

一牛馬三十五匹

一鹽屋 川服

本源寺末寺妙泰寺 草創不詳 寺領二斛

社檀一間上月佛祖一堂三間草客殿四間三尺上月庫裏三間三尺

增田村 六里

一高四百七十一斛二斗

一男女四百三十三人 内百十人 紿人

一牛馬八十七匹

一鹽屋 号小鹽屋

清淨寺

草創不知

寺領二斛

枝書

社檀

一間上月

佛祖一堂

三間草

客殿

四間上月

庫裏

三間三尺

東有石窟号庵多弄島主十代幡時修天大法
日來到窟執行此法矣五十八歲影死於窟中
六月八月十七日忌日也是日土民畏靈風不出

山野海邊

云

納官村 五里半

一高二百十二斛七斗二升

一男女三百一人 内百三十三人 給人

一牛馬五十匹

一鹽屋 竹川

慈遠寺

開基不知

寺領二軒

板晉

社壇

四面

堂客殿

三間三人

庫裏

三間

庫裏

二間三尺

野間村

七里

一高七百二軒二斗五牛五合

一男女四百四人 内二百四十六人 紿人

一牛馬百十八匹

一鹽屋

下田

李源寺

本寺

日輪寺

山号林高山

寺領十軒

社壇

四面

堂客殿

六面

庫裏

五面

庫裏

四面

貞和二年草創島主六代時充有故誅所殿
依其靈崇祝日輪宮其後法華改宗之時爲
寺號安置日輪大居士位牌忌日三月十八
日也三百四十四年

一手牧 等本增

貞和四年
駄數二百四十七匹

油久村

七里半

一 高三百七十八斛九斗六升一合

一 男女二百七十三人 内百十九人 給人

一 牛馬六十八匹

一 塩屋 阿高磯

一 手牧 号大町 驢數百五十九匹

慈遠寺寺寺

本隆寺

第

社檀

四面

校臂

堂客殿

三間

第

庫裏

三間

二面

三足

合

開基草創不知

寺領

二斛

一

高六百四十七斛四斗四升九合

一 高六百四十七斛四斗四升九合

坂井村

一 男女三百七十七人 内六十九人 給人

一 牛馬百二十二匹

一 塩屋 阿高屋冬津 梶鳩 上下

李傳
漸光寺

校臂

上

社檀

四面

拜殿

二面

上

佛祖

一堂

三間

上

客殿

四面

六面

校臂

上

庫裏

三面

合

文明年中建立三島開山日良法印隱居所
也遷化於當寺有石塔

正法寺 律宗之時寺云

正月三日初待雖古例，近年實成院殿妙種
日清大姊依忌日以四日為式日云

東海邊有高山號御嶽山松林南北三百間計其頂上往昔勸請熊野權現，云社壇地形今存在矣神石射太其下号熊野浦濟中多堅石島名切絕頂臨四方東漫之蒼海無涯西廣入江河松南阿嶽塩屋汚濱松山美景也直下深淵号唐船淵，往年唐船繫纜竟沉是淵因名之北漁村家々連今熊野地景尤無類也

島間村 八里

一高四百升八斛八斗四升八合

一男女四百十一人內五十五人 紿人

一牛馬百二十一匹

一塙屋 牛野

手牧 号晴原 駄數百五十匹

本妙寺

板書杜檀一間七角碑殿四間七角佛祖一堂五間七角客殿三間七角

庫裏三間六尺

草創時代不詳律宗之時号大光寺改宗住持隆錯寺号改本妙寺

每年十月地人鹿狩射的有古例号大藏的
朝如則有凶事云傳云大藏人臨終焉期遺言
予我死後必鹿狩以其肉祭不可張行的依之執

行云

平山村

一高七百九十九斛八斗六升五合

一男女四百三十人 内九十二人 給人

一牛馬九十四匹

一塩屋 假宿

本原寺主寺

善福寺

板房

社壇

一間

上門

下殿

二間

上門

佛祖

一堂

三間

上門

客殿

五間

前門

序

庫

裏

三間

草創時代不詳初有寺地廣田

海邊有大窩天井左右石壁平直而不及工
近半天工也窩中南北十四間東西十九間其
中間大柱局々廊下潮汐出入口二北向一西

上卡左右五間許一口二間許，奧雖白晝如
闇夜，遊窟中于潮間也。人舉燭于潮，憎滿
沙是深遊興也。前面小島二号，濱島弁島，
因地景每上已重陽之佳節，老若縮素群
集忘歸路云云。

莖永村 十里

一 高千百十二斛七斗三升五合
一 男女五百八十七人內百三十五人 純人
一 牛馬百三十六匹

一 塩屋 竹崎

慈遠寺

枝音

妙寺

枝音

草創時代不知

寺領

三斛

社禮

一間

拜殿

二間

佛祖

一堂

二間

三尺

客殿

三間

庫裏

三間

二尺

此地峯高數十丈，如立屏風，人家有其下，天和
辛酉自四月初至五月末霖雨，前代未聞也。
是時峯雪八十開許，崩落，男女四人屬死。
後者為誠之。

山中有大池

另法南池

待制夜立池邊

遇奉次年

網捕池邊往來鳥名曰鷗

地人

神靈^另法滿大明神、每歲九月中九為式日
於池邊有金燈^一老居群集古例也

竹崎浦五町許^通冲有小島^通二百是景地也又
東西有通窟^通其間四十間許^通橫一間半二三
間棹扁舟通窟中^通左右勝景無可比矣

上里村

御前^前帳^{加蓋}木村^{木村}
高百六十三斛四斗三升九合

右同
男女八十九人 内三十三人

給人

一牛馬三十五

慈遠寺^寺

開基不知

寺領二斛

枝背^社檀^{一月}拜殿^{二月}佛祖^{一月}一堂^{二月三日}

來草^{客殿}三周^{三月}庫裏^{二月三日}

有喬木名木木下^{木下}不知歷幾年古木也

中之村

土里

一高千二百八十九斛三斗三升五合

一男女五百二十二人 内百六十八人 紿人

一牛馬百十七匹

一鹽屋 中鹽屋

一 手牧 号前田本 驢數九十三匹

本善寺

寺領三斛

社壇

二間

拜殿

二間

佛祖

一堂

四間

客殿

四間

庫裏

二間

八月

草創時代不詳初景極樂寺^上寺地法華改宗改

本善寺

云

大會寺喜道遷化于河內其寺跡号信光院
寺地殊勝也其傍昔有溫泉跡湯涌出處
今至極寒土民浴之忘寒苦然者修補之又

舌諸人除病苦一島寶也

真所西有松山昔勸請八幡宮其社跡今在
山景異他每年五月九月參禮射的云

西之村

十三里

一高四百四十斛七斗七升四合

一男女二百五十五人內百廿五人給人

一牛馬百三十九匹

一塙屋

砂坂立石

島中舊竈初三百余年

本源寺

開墓不詳

寺領三斛

種子島民俗 14号

板書

社

檀

拜殿

佛祖

堂

客殿

庫

裏

前室

上

間

三間

尺

では
客殿
三間
一間三尺
とある。

金剛寺

龍泉寺

右同

寺領一斛

開基不知

潮祭之事

於御崎^ノ加^シ食每年老若群集有祭礼是爲^シ降潮風災古例也近年^ノ島尾大明神勸

請一石以九月中九為式日

天文十二年八月南臺船來此浦鐵炮相傳

百四十五年

俗云不知何代徃昔異國船達遂風破損于西之村東海一人不免死其屍埋處高濱中是其證云其枯骨至今間々有見沙中者骨大長十倍常人矣俗是謂鬼界寄不審^ト按弘安年中蒙古國船數千艘來于日本處々漂着云此時代缺

貞享三年改
一御用木之事

島中

貞享三年改
九百四十八本 松五葉柄

島中

八十艘 八端帆下二枚帆

島中

諸士持筒

一 鐵炮數之事

百九十一挺 六爻下

一 大風大潮之事

元祿元年八月十八日自午刻至亥刻海邊人家盡爲大潮流失七八十年以來未曾有也島中頽倒家八百四十九軒死牛馬百十七匹船數二十二艘田島破損不可勝計

這冊編集者

島主御一家奉仕之士粗不可不知之若輩面之泥他問爲當惑者爲之其大概也雖然無他問

而多無益事而已可謂
戲書矣元祿二臘月上
漸終筆

藏書

義塗六右衛門
時成

懷中島記

卷之三

に
いうべきである。元禄二年十二月上旬、筆を終る)
とあることによつて知られ、また記事のうちに、例えは西之村の項

の編集事業については既に私に發表したものがあるるので(拙稿「種子島家譜について」文理学部紀要「文科報告」第三号、昭和二十九年参照)、重ねて詳説する必要はないが、後文において「豊山文庫本」の説明に間違として上巻直義の編集事業のことによく触れる。そこで、中島記の著作年代については、その跋文に(一)

愚學部本による。以下本は年代がなく、文言も多少違う。
而論著者集、島主鶴屋泰之士、不可不知之。若輩面而曉聞
矣、元禄二年版月華叢書。

上の意訳文、この書物を編集するのは、島主の鶴屋に奉仕する者
の、恵理ならぬ者ならぬので、若者のたちが爲めに書かれたもの
で、答へらねらず、当惑するあるいはうるゝ者のためになつたというのが、そ
の大体的理由である。しかし編集に當つて広く多くの人にたずねた
わけではなく、しかも多くは無益のこととすぎない。これは戯書と

陸直の書翰が幾通かあり、上野隆直に関する資料としても注意すべきものである。昭和三十七年九月末附記。

鹿児島大学附属図書館医学部分館収蔵の横中鳥鶴（農学部本と略称する）の著書に

大正六年一月（小出義宣著）
とおり、これは農業部の書籍で、鹿児島高等農林学校教科小出編（氏）
によつて講義されたものである。小出氏（明治十三年一月八日生）は
留和三十年（一九五〇）は大正三年一月から、同十四年十月に文部省
農業教育監督課に出仕して農政の監視長、鹿児島大島分校教授として
勤務した人である。同氏は専門学科のことや学校経営のことについての
は、それを伝えるに適した者があらうが広く民俗学や古物蒐集など
も興味のある人であると聞く外に、同氏に特筆すべきはその文献
資料のことである。

卷之三

本、百四十六年)とある百四十五年の数字は(年数の誤記のこととは別にして)、天文用意をしてゐるのであり、また赤尾木の本源寺についても文元元年(享和二年)迄二百廿一年

の叙述に従つたお陰様で、御家に奉仕する者のための「園子島本ケト便覧」の編纂あるることは首肯できるところである。上妻隆直は「種子島家譜」によつて元禄十五年（一七〇二）にはなお家老であったことを知るが、その生卒年を明らかにする資料は私のもつてゐない。あるいはその子孫の家の系図などによつて明らかにできるかも知れない。

(附記) 今年五月の種子島行きの後で、原田は佐藤市から鹿児島市文部省に奉公に出た。そこで筆者と「種子島鳥書」というのを話す機会を得た。そこで筆者と「種子島鳥書」というのを話す機会を得た。そこで筆者と「種子島鳥書」というのを話す機会を得た。そこで筆者と「種子島鳥書」というのを話す機会を得た。

美濃版三十七枚十行、一行二十字づめ、漢字に返り点・送り仮名・文字の間につなぎ印などがつけられ、所々に訓み仮名がつけてある。

日慈氏所藏の写本（原本と略称する）がある。松下本は松下氏の父君・兼子昌之の元禄社初代の神官・松下（正直）時、から伝えられたものである。慶長十九年（1614）正月、勘定三、九百六十五円である。もとより、その文書から後の七七半には、伊能忠敬の御遺聞のこと、及び博士島忠臣代について、その法号・卒年を記し、統じて心術・衣履・言語等の他の項に別けて、人の心得うべき事とせられ、その後に、右老庵赤尾羽氏が併用した字號をもつて

一 種子島周廻三十六里廿三町五十五間
内有村アシノリノ曾日才多原舊ニテ一里十六町四十六尋

右一題は日本古文書の「伊勢守」、并に日本ノスル
とあり（これらの里堅翁については櫻子鳥家譜の数字、大日本船勘定
測量、別名地図等の数字、後述の「方角統帳」の数字を挙げて
説明する必要があるそれを省略し、今は松下本の数字のみを載せる）
説いて、次に天文者の姓名、人數を測量の東西両面に分け列記し、

合十八人江戸ヨリ御下団、御宿恵心寺客殿ヨリ臨坊、鹿児島ヨリ御役々町宿、鹿島ヨリ御下団御記録奉行側兩人、書役四人、絵師二人、棟梁大工一人、作事方大工、御兵具方足斎十七人、晴方肝煎人并詰負町人、其外船頭、水主多人數、文化九年甲酉四月廿七日

（廿六日が正しい、増村莊、居久船ヨリ御賀島開村御手船、

ヨリ西町ノ手ニテ御賀、越後守也、種子島開港、現和村ノ内田

ノ勝ニテ御賀、號へ御出也、種子島開港、現和村ニ記スアリ。

天文開港方ト云

となり、この外にも測量関係のこととが、種子島十八ヶ村の項の西面

村の条の記事の行間に飛びとびる。

西町丸ノ辻ヨリ、カリヤマヂノ里數ノ通り也、余是ニテア、

十八ヶ村里數ハ文化九年壬申天文考御能方トメ、江戸ヨリ御下相

ニ付、種子島發々、内シラヘ有之、西町丸ノ辻ヨリ引キ御ニテ村

カリヤマヂ里數、朱書ノ通リナリ、一間ハ六尺三寸ニシテ可致命

アリ、一里ハ六十丈、三十丈ニシテ可致命

と記入してあり、また各村にも原本に記入してある里数とを考えら

れるもの（例えば現和村について言えば、赤森本二里半という里数、

即ち現和村までの里数）とは全く合致してゐる。例れば、現

和村何里四丁何町と、これまでの行間に飛んでゐる。例れば、現

和村では、「二里二十七丈七間、西海岸一丁、里五間、南北一里十六丁、

西四里十五丁三間」とあることである。これらの里数は、種子島

の伊能密室の資料の現和村の項の

一 東西三十三町拾五間

一 南北三十五拾七町

及び赤木の、想他西里拾武町三拾間とある數値に近似し（點字もある）、松下木に記入してある里数は、赤森本のときに種子島開港

用意した資料の数字であることを知らしめる。そしてその記入が

「羽生本」では失くなされていることは、前掲の文章でも明らかで

繋がれて「豊山文庫」と名づけられ、今年七月に西之表美術図書館に

移管された。

豊山文庫本巻頭中島記は表二十四葉、巻十七葉、表紙とモダ紙数四

二十七枚が松下木にはない。一方、裏表紙は表紙とモダ紙をつけて、後ろに附記があるといつて明かかな事実を知つて、改めて右に

掲載した裏紙を見るときは、その接語は撰者と裏紙直前のものではなく

く、後ろの附記の窓入と考えられないことはない。私はその考え方

頗り、その可説性を人に語つたことがある。また豊山文庫本の目次

の前にある日本書紀の天武天皇、白雉八年、十一年、十二年、十二年の

種子島事件の記事や、本朝文鈔の都良香の天武元年九月の停多所除

詩大隅の論奏も、松下木にはなく、懷中島記の体裁からすれば、

それらは附録的なものであり、上妻陸の原本のものであるかどうか

か、疑う余地があるとは考えておいた。

この西之表の項の記事についての要問、その他のことにつき農学

部本の原本である「豊山文庫本」について検討し、横中島記に関する

見聞を察定したいと願つて、種子島文庫本の所在について知

ることがなかつたが、今年わざと種子島文庫業者の舟谷宗美氏が

、また旧主種子島家のために因つて転入せら、種子島の師表と

仰がれた人である。殊後にその蘿蔭はゆかりの地の那城小学校に寄

て調査された。

豊山文庫本前半は表紙とモダ紙、裏表紙とモダ紙、表紙とモダ紙四

十三枚、一頁十九行づめ、それに保存のために墨紙の仮巻紙がおつけら

れ、見え難い高集中、是れ大坂云々、其估至今間有名中者、

俗大長、十倍當人矣、俗是謂鬼界也、不審（松下木）俗所謂鬼界也、何因哉、予故、弘安年中蘿蔭古国船數十艘來于日本、是々深

故每歸此頭上人（佐藤之子）子之子蘿蔭寺頭、喫賞奈

松山（松下木、松原）美譽也、真下深澤、号船頭、住佐唐船繫

油久、不知何代、船頭無也、（松下木）來櫛密、堺是則、因名之、北漁村家々姓、今船野

人の常記であるが、また次も明らかに後人の増補である。坂井村の

項に能野権現のことが記され、そこに（豊山文庫本による）

この種類の書物の常とし、心覚えの記事が後手によつて附加、記

入されていくからである。現に松下木氏を紙へつた枚数

に、また旧主の備外にも、いろいろと心覚えを書き下しておられる。

松下木にある伊能密室開港の記事は、お詫びをまつまでもなく、後

の文書があり、既に松下木には

未共見海底記、伊能密室版下云云之詩、長崎關、無不忘源、西村時影、佐唐船繫

（以下と考る）これは明らかに後人の記事の附加である。

次に西之表の項の記事が農学部本によつて示せば、

俗云、不知何代、國船急高集中、其估至今間有名中者、

十三枚、一頁十九行づめ、それに保存のために墨紙の仮巻紙がおつけら

れ、見え難い高集中、是れ大坂云々、其估至今間有名中者、

俗大長、十倍當人矣、俗是謂鬼界也、不審（松下木）俗所謂鬼

界也、何因哉、予故、弘安年中蘿蔭古国船數十艘來于日本、是々深

故每歸此頭上人（佐藤之子）子之子蘿蔭寺頭、喫賞奈

松山（松下木、松原）美譽也、真下深澤、号船頭、住佐唐船繫

油久、不知何代、船頭無也、（松下木）來櫛密、堺是則、因名之、北漁村家々姓、今船野

人の常記であるが、また次も明らかに後人の増補である。坂井村の

項に能野権現のことが記され、そこに（豊山文庫本による）

この種類の書物の常とし、心覚えの記事が後手によつて附加、記

入されていくからである。現に松下木氏を紙へつた枚数

に、また旧主の備外にも、いろいろと心覚えを書き下しておられる。

松下木にある伊能密室開港の記事は、お詫びをまつまでもなく、後

の文書があり、既に松下木には

未共見海底記、伊能密室版下云云之詩、長崎關、無不忘源、西村時影、佐唐船繫

（以下と考る）これは明らかに後人の記事の附加である。

次に西之表の項の記事が農学部本によつて示せば、

俗云、不知何代、國船急高集中、其估至今間有名中者、

十三枚、一頁十九行づめ、それに保存のために墨紙の仮巻紙がおつけら

じ筆跡であること。第一、その筆跡、特に謹嚴莊重な仮文のそれは、

「種子島譜」二回の序文の筆跡と同じと見らること、である。

西之表市の種子島に現存する「種子島譜」二回、及ぶそれらと一緒に筆跡の「種子島家の系図」（十八代久時以前の祖先）が、久時以後は別の筆にて記入）。は十八代久時の命によつて、延宝元年（一六七三）から同五年にわたる上妻隆直が従事した種子島家の第一次家

譜編集事業の所であるが、第二の事實によつて、それらの筆跡と種子島原本の筆跡が同じであるということは、豊山文庫原本は上妻隆直の原本であることを推定せしめるのである。そして第三の事實によつて、全巻の記述すべてが原本のものである。前述の西之表の項の抜語も上妻隆直のものであり、羽生本・松下本で日本書紀や本朝文粹の文章を削除また西村時彰の文章を増補し、さきには伊能忠敬の種子島開拓關係の記事、その他諸種の記事を附記したものである、との結論を得るに至つた。

なお種子島時氏から、相本なべん書きの後中島記の写本のあることを表示された。それは種子島家歷代の法号を年が松下本と同じ体裁で記載されており、種子島の外に、種子島時氏松下本（羽生本）と同じ系統の中島記が存在していたことを思われる。また今年三月に私が高学部本を持って種子島渡ったとき、中種子高校の下野敏見氏がそれを筆写され、後でそれを印刷に附する計画があることを通報された。これで種子島原本の系統の中島記が流布することになる。私も腹をえて後中島記の校訂本を作つておきたいと思っている。

